

令和6年度 菊陽町保育所等入所案内 (随時選考)



令和6年度の菊陽町保育所等入所の申込みについて、
下記により手続きをお願いします。

○提出書類

①保育所等入所申込書

転入予定で申込みをする場合は、申込み児童の生年月日が確認できる資料の写しを提出してください。
(健康保険証、母子(親子健康)手帳等)

②保育を必要とする状況を明らかにする書類(両親及び同居の65歳未満の祖父母分)

| 【入所基準】 | 【保育を必要とする状況を明らかにする書類】 |
|-----------------|------------------------------------|
| 1 就労(会社員等) | 就労証明書 ※様式は菊陽町ホームページで公開しています。 |
| 就労(自営業・農業) | 就労証明書、確定申告書の写しまたは開業届の写し |
| 2 妊娠・出産 | 母子健康手帳の写し(表紙及び分娩予定日の分かるページ) |
| 3 疾病・障がい | 障害者手帳の写し又は診断書(症状・保育できない期間が記載されたもの) |
| 4 介護・看護 | 介護スケジュール・ケアプランの写し等(保育できないことがわかる書類) |
| 5 求職活動(起業準備を含む) | 求職活動報告書 |
| 6 就学 | 在学証明書(合格通知書等)・カリキュラム |
| 7 災害・復旧 | り災証明書・復旧に要する時間がわかるもの |

※「1 就労」「4 介護・看護」「6 就学」の場合は、月52時間以上の保育を必要とする時間が必要です。

※保育必要量は、保護者のいずれもの保育を必要とする時間が、月120時間以上の場合「保育標準時間」、保護者のいずれかが月52時間以上120時間未満の場合「保育短時間」となります。

※妊娠・出産での入所期間は、産前2か月から産後3か月までの期間となります。

③施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書・・・児童1人につき1部ずつ必要です。

※個人番号(マイナンバー)の記入が必要となります。

④希望保育施設記入用紙

⑤保育施設入所申込みに関する確認票

○書類の提出先

菊陽町子育て支援課保育所係

※提出の際、併せてお子様と保育所を見学されることをお勧めします。

○提出期間

入所希望月の前月の10日(10日が閉庁日の場合はその前日の開庁日)

※光の森町民センター(西部支所)では受付はできません。

○入所の決定について

- ・なお、入所の調整は、保育の必要度が高い順に行います。入所希望多数の場合は希望する保育所に入所できない場合があります。入所基準の該当事由によって、保育実施期間の希望に添えない場合もありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・希望する保育所を限定すると、他の保育所に空きがあっても入所できません。可能な限り、より多くの保育所を希望することをおすすめします。
- ・入所保留となった場合は、令和6年度末まで継続して毎月選考を行います。（改めて、申込み書類の提出は必要ありません。）

○育児休業中の入所申込みについて

- ・育児休業中は、入所申込みはできません。
ただし、育児休業の終了に伴い職場復帰する場合には、入所申込みできます。
- ・育児休業からの復職日によって、入所申込みできる月が変わります。

復職日が1日～15日の場合、復職日の前月から入所申込みが可能です。

復職日が16日～31日の場合、復職月から入所申込みが可能です。

※詳しくは、提出書類⑤「保育施設入所申込みに関する確認票」裏面の同意事項をご確認ください。

○産前・産後休暇等の予定がある方の申込みについて

入所希望月の1日時点で産前・産後休暇に入られている場合は、「就労」での選考ではなく、「妊娠・出産」での選考となり、入所できた場合には原則産後3カ月で退所となります。

○育児休業の終了に伴い職場復帰する方の就労証明書について

育児休業終了に伴い職場復帰する際に、時短勤務を予定される方は、就労証明書に必ず時短勤務の記載が必要となります。入所決定後に時短勤務の申し出をされた場合は、再度、実際の勤務時間での選考となりますので、入所ができなくなる場合があります。

○就労での入所申込みをされる方の就労証明書について

入所希望月の1日時点での就労内容で選考しますので、退職・転職等で入所申込み時に提出された就労証明書と内容が変更となる場合は、必ず変更後の就労証明書を提出してください。

入所が決定しても、入所時点で入所申込みの申請内容との差異があれば入所は取消され、再度選考となります。

○その他

申込み児童及び同居している方の中に障害者手帳等をお持ちの方がいる場合は、保育料が軽減される場合や（0～2歳児）、副食費が免除になる場合があります（3～5歳児）。下記の対象手帳等の写しを提出してください。

【対象手帳等】

身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・特別児童扶養手当受給者証 ・障害基礎年金証書

申込内容について、電話で確認を行う場合がありますので御了承ください。

<お問い合わせ先> 菊陽町健康福祉部子育て支援課保育所係 TEL096-232-2202